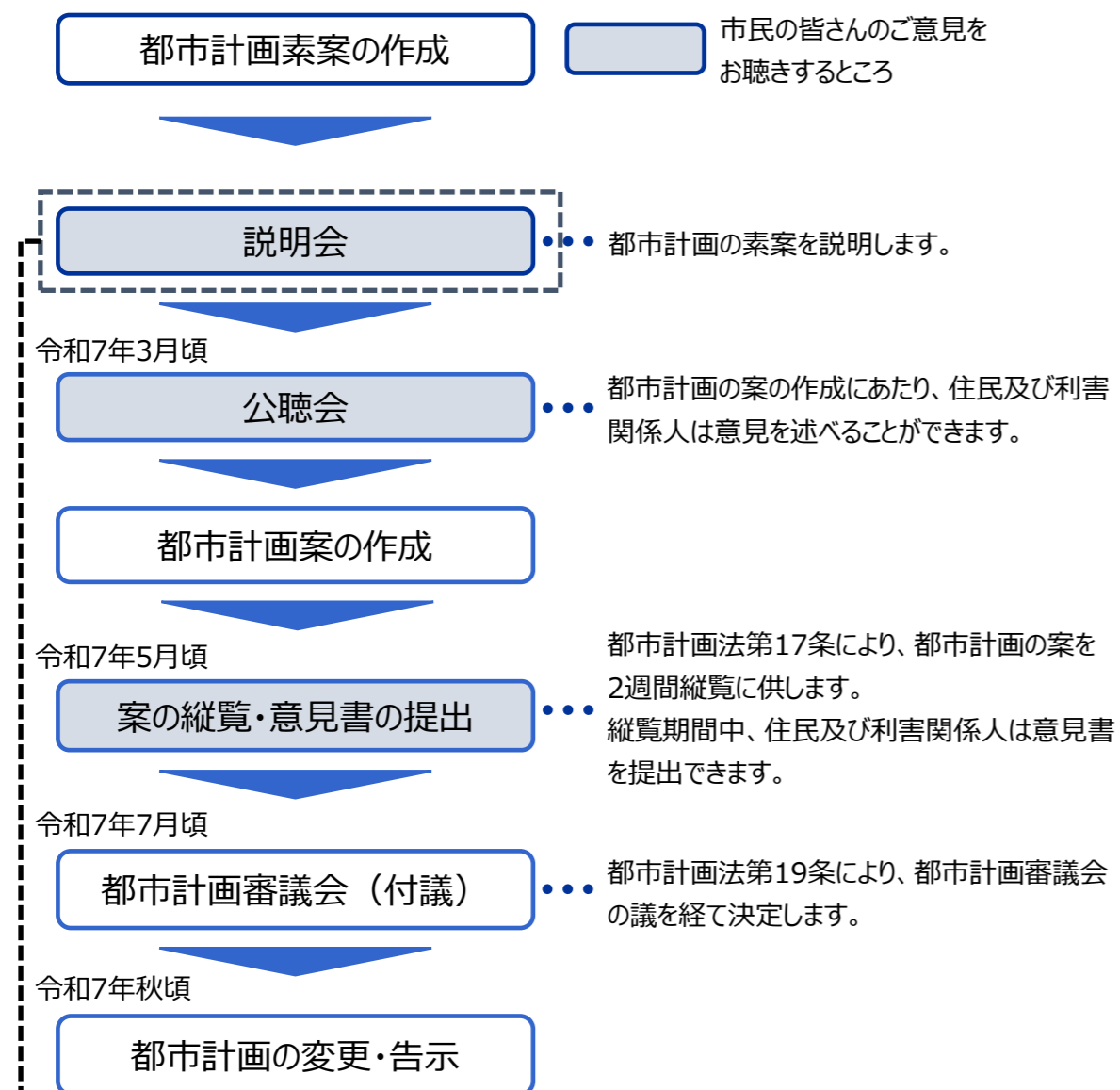


3. 都市計画手続きの流れ（予定）



説明会の日程 ※ご来場は公共交通機関等をご利用ください。

※説明会はいずれも同じ内容であり、どなたでも参加いただけます。

日時	場所
令和7年1月16日（木） 19時～20時	北区役所 1階大会議室
令和7年1月18日（土） 10時～11時	東区役所 2階会議室（201・202）
令和7年1月18日（土） 15時～16時	北区役所 1階大会議室
令和7年1月21日（火） 19時～20時	東区役所 2階会議室（201・202）

4. お問い合わせ先 9:00～17:30（ただし、土・日曜日、祝日は除く）

堺市 建築都市局 都市計画部 都市計画課 TEL072-228-8398 FAX 072-228-8468

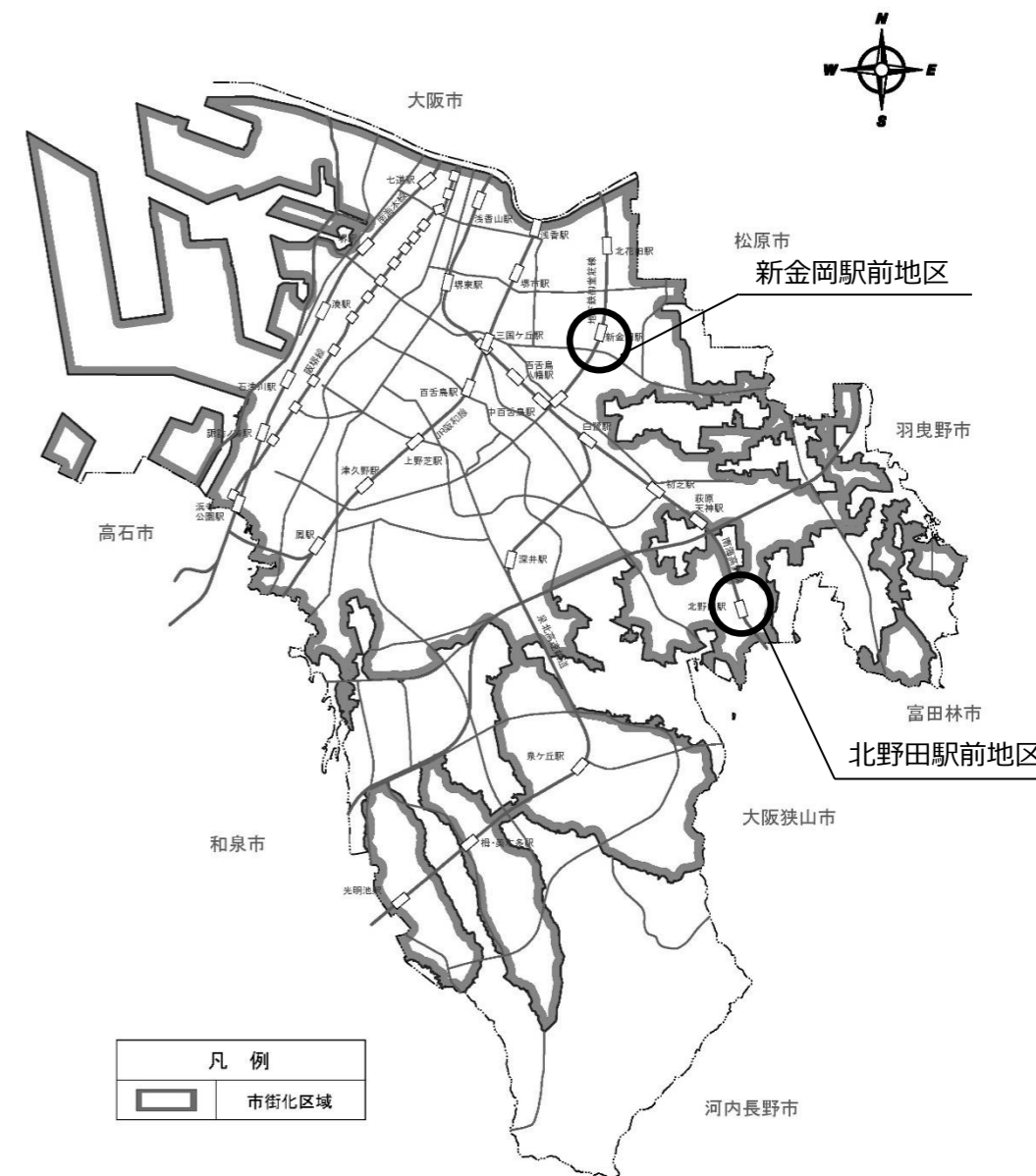
拠点への都市機能誘導に向けた用途地域等の変更（素案）について

1. 素案作成までの経緯


本市では、今後さらなる進行が予測される人口減少や高齢化に対応するために令和3年7月に改定した堺市都市計画マスタープランにおいて、全ての人が暮らしやすいコンパクトで持続可能な都市構造の形成をめざすとし、これを実現するための取り組みとして、令和6年11月に堺市立地適正化計画を策定しました。

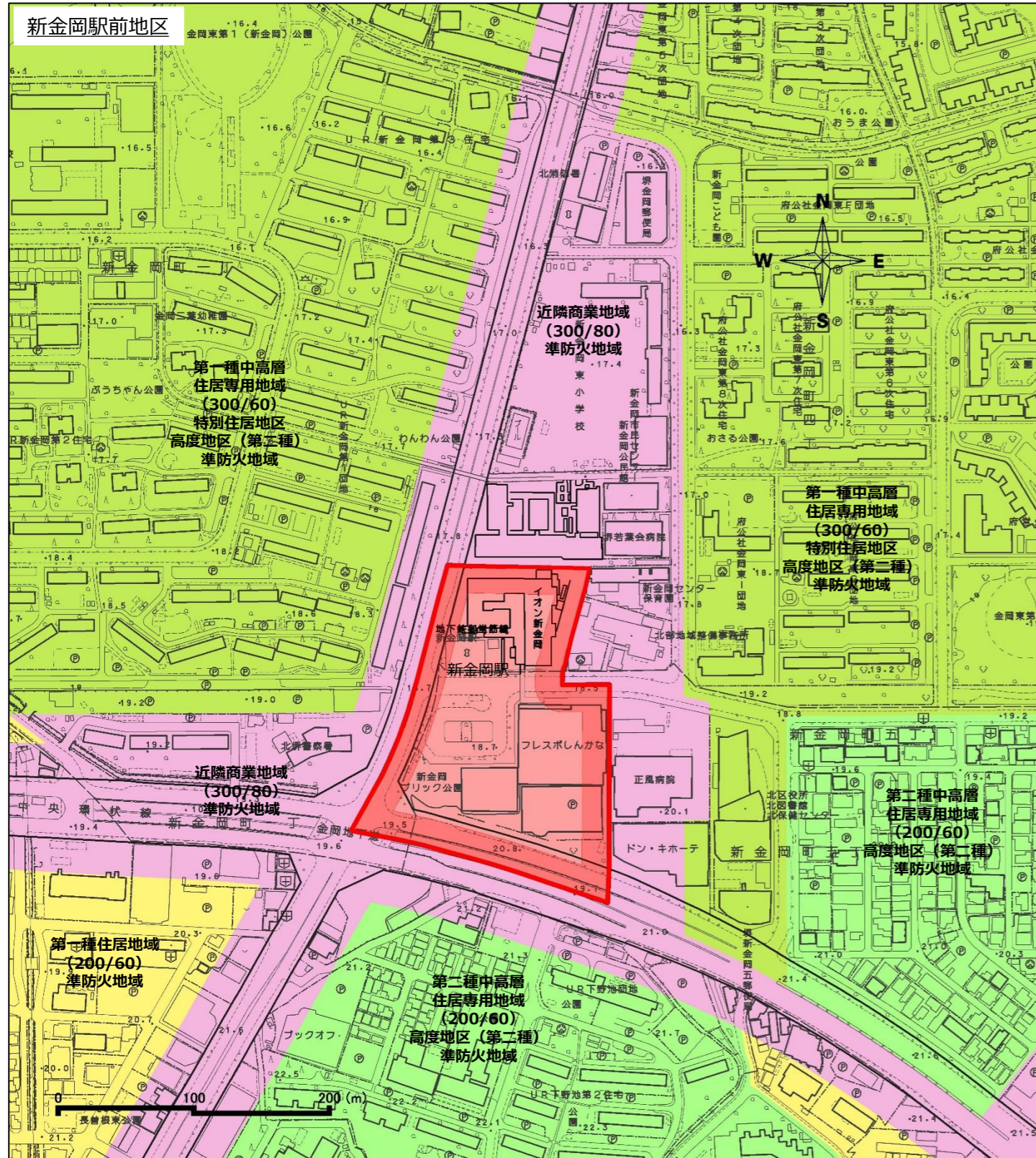
この計画では、都市計画マスタープランに位置付けた役割に応じて、各拠点に都市機能誘導区域を設定し、居住者の共同の福祉や利便性の向上のために必要な施設の誘導を図ることとしています。

本市ではこれまでも拠点への都市機能の集積を図ることを目的として、拠点周辺における商業系用途地域の拡大等に取り組んできましたが、堺市立地適正化計画の策定を契機として、より一層拠点への都市機能の集積を図るため、新金岡駅前地区及び北野田駅前地区における用途地域等の都市計画変更の素案を作成しました。




2. 用途地域等の変更（素案）の内容

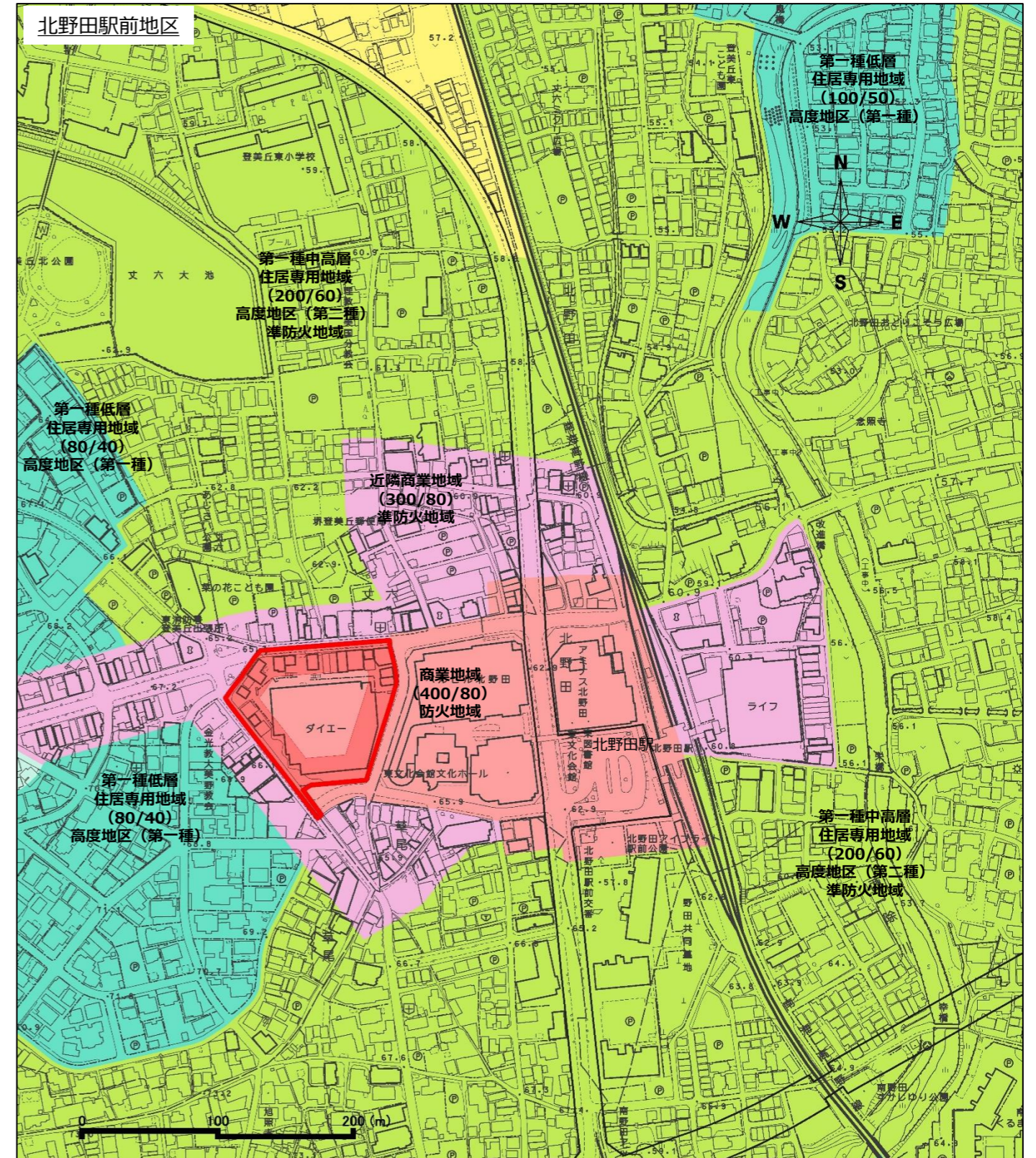
 変更する区域



○変更内容

項目	変更前	変更後
用途地域（容積率/建蔽率）	近隣商業地域（300/80）	商業地域（400/80）
防火・準防火地域	準防火地域	防火地域

 変更する区域



○変更内容

項目	変更前	変更後
用途地域（容積率/建蔽率）	近隣商業地域（300/80）	商業地域（400/80）
防火・準防火地域	準防火地域	防火地域